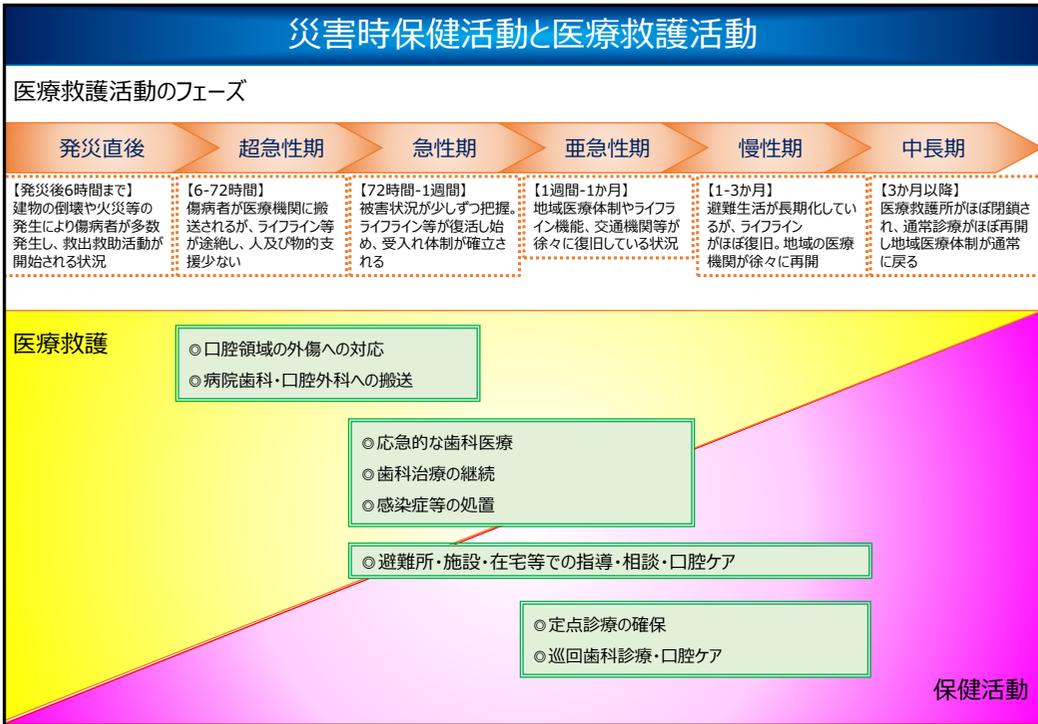


災害時の行政、歯科医師会の役割

東京都多摩立川保健所
 歯科保健担当課長 柳澤智仁

1



2

発災直後(発災後6時間まで)

勤務時間中、地震が発生！御自身だけでなく来庁者を守れますか？
 咄嗟の時、何を最優先に行えば良いか判断できますか？

↓

発災直後のアクション・カードを作成しましょう！
 作成したら実際に活用して訓練し、実態に合うようにリバイス！

(参考文献)アクション・カードで減災対策 (著)中島康 日総研出版

<p style="text-align: center;">地震発生時の対応</p> <ol style="list-style-type: none"> 緊急地震速報30秒前！ ・職員・来庁者への声かけをせよ 緊急地震速報10秒前！ ・自身の安全確保をせよ 揺れが収まったら、火災を確認せよ <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 隣接部署へ応援要請する <input type="checkbox"/> 避難誘導 来庁者を避難誘導せよ 「自部署の安全確保」で、安全確保を実施せよ 	<p style="text-align: center;">自部署の安全確保</p> <ol style="list-style-type: none"> 人的被害の確認をせよ <input type="checkbox"/> 現在の出勤者全員の安全確認をせよ <input type="checkbox"/> 全部屋・トイレなどを巡回せよ 連絡手段を確認せよ <input type="checkbox"/> 電話が通話可能か確認する <input type="checkbox"/> 防災無線が使用可能か確認する ※平素の場合も、報告は「報告+メモ(内容と時刻を必ず記載)」で行うこととする 物的被害を確認・点検せよ <input type="checkbox"/> 以下の項目を確認する ・壁・天井・床・扉・扉などの損傷 ・電気の使用状況 ・上下水道の確保(天井からの水漏れなど)、水道の使用状況 ・インターネット使用確認 「部署別状況報告書」を使用し、部署状況を報告せよ 	<p style="text-align: center;">部署別状況報告</p> <p>1.被害の確認・点検結果を以下のシートに記入せよ</p> <p>記入日時: _____年__月__日 AM__時__分</p> <p>記入者氏名: _____ 職: _____</p> <p>① 負傷状況 負傷職員: 負傷者数 _____名中、負傷者 _____名 (うち重傷者 _____名) 来庁者等: 受入者数 _____名中、負傷者 _____名 (うち重傷者 _____名)</p> <p>② 設備状況 電灯の通断状況 稼働なし / 稼働あり 暖・天井・床・扉・扉等の損傷 稼働なし / 稼働あり 上下水道の確保 稼働なし / 稼働あり 電気の使用状況 稼働なし / 稼働あり 電気の使用状況 稼働なし / 稼働あり インターネットの使用状況 稼働なし / 稼働あり</p> <p>※特記事項(被害ありの場合、状況等記載)</p>	<p style="text-align: center;">職員家族の安否確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 職員家族の安否確認をせよ 継続勤務が可能な者をリスト化せよ <input type="checkbox"/> 一時帰宅する者は、帰社予定時刻等を確認する <input type="checkbox"/> 一時帰宅者に滞中の状況を記録させよ 産務担当に継続勤務者、一時帰宅者等全職員の状況を報告せよ
---	---	---	--

3

超急性期(6~72時間)

歯科専門職種にできることは何でしょうか？ 歯科的応急処置??

↓

トリアージ支援や後方病院とのリエゾンの役割はいかがでしょうか？

歩行 可能 → 負傷 なし → 問題なし
 負傷 あり → 緑: III (保留群)
 不可能 → 呼吸 なし → 気道確保 → 自発呼吸 なし → 黒: 0 (無呼吸群)
 呼吸 あり → 呼吸数 30回/分以上 or 9回/分以下 → 赤: I (最優先治療群)
 呼吸数 10~29回/分 → 赤: I (最優先治療群)
 循環 CRT2秒以上 → 赤: I (最優先治療群)
 循環 CRT2秒未満 → 意識 簡単な指示に応えない → 赤: I (最優先治療群)
 意識 簡単な指示に応える → 黄: II (待機治療群)

トリアージポスト → トリアージエリア → 搬送待機エリア → 重症 / 中等症 → 病院

受付 → トリアージエリア (黄, 赤, 緑) → 搬送待機エリア (赤, 黄) → 黒タグエリア → 医療救護所エリア → 経症者応急処置 → 帰宅、または避難所へ

調整エリア (トリアージエリア, 搬送待機エリア, 医療救護所エリア) → 調整エリア

→ は負傷者の流れを表す

4

保健所等における初動体制

災害対策本部立上げについて知っていますか？



あなたの役割は決まっていますか？

- ・災害情報収集(誰がどのように集め、どこに集約しますか？)
- ・安否確認、連絡体制構築
- ・時系列での記録、報告(クロノロジーは作れますよね？)
- ・関係団体との連絡、情報共有(歯科医師会等とやりとり？)
- ・支援物資の仕分け整理、分配
- ・災害備蓄品、消耗品管理

5

情報管理の一例(クロノロジー)

クロノロジー(Chronology)とは 情報を時系列に並べたもの。また、情報を時系列に沿ってホワイトボード等へ書き出し、災害情報共有し整理する手法。

日付	時刻	発信元	発信先	内容	対応
7月19日	9:40	都保健師班	保健センター-PHN	避難所到着。支援活動開始する旨連絡	
	10:00	DHEAT	都保健師班	避難所情報の確認。医師チームの派遣は必要か？ ⇒現状日赤チームが展開しており不要と回答	
	10:05	避難所代表・A氏	都保健師班	トイレ清掃の体制について相談したい。 可能であればマニュアル作成したい⇒B保健師対応	7/19 12:00済
	11:00	保健センター-PHN	都保健師班	県庁から連絡があり、議員視察が13時から避難所に入る。 議員への説明が必要な際は対応を願う⇒ロジ担当が動線等確認する	
	12:00	避難所代表・A氏	都保健師班	炊き出しの味噌汁から異臭がすると避難者からクレームがあった ⇒食中毒の可能性もあるので喫食避けるよう指示	
	12:01	都保健師班	保健センター-PHN	炊き出し食品に係る対応について報告。食品衛生監視員の出勤を要請	7/19 14:30済
	13:30	都保健師班	保健センター-PHN	議員対応終了の旨報告。 議員に同行した新聞社の取材に対して、現状について回答した旨報告。 報告書については別途作成して提出⇒ロジ担当が対応する	7/19 18:00済
	14:00	都保健師班	避難所代表・A氏	避難者の健康情報を確認するため、質問票調査実施を相談。 館内への周知及び協力要請を依頼。 質問票の作成⇒保健師リーダーとロジ担当で対応	7/20 09:00済
	15:00	都保健師班	保健センター-PHN	近隣エリア視察及び在宅避難者訪問実施予定を報告。 避難所館内には保健師リーダーとB保健師が残り、ロジ担当とC保健師で巡回	

6

情報収集・通信について

避難所等での支援に向けて情報収集。何を使いますか？



停電、電話回線、アンテナ等の破損や一気に増える通信ニーズ
その結果、通信不可ないし輻輳等で情報から孤立



倒木により電線だけでなくNTT回線も断線



携帯電話もアンテナ車なしでは使用不可

7

災害医療救護通信の重要性

CSCATTT : 災害医療への体系的な対応に必要な項目

C : Command & Control <指揮と連携>
S : Safety <安全> **Medical Management**
C : Communication <情報伝達>
A : Assessment <評価>

T : Triage <ふるい分け>
T : Treatment <治療> **Medical Support**
T : Transport <搬送>

情報を制する者が災害を制す

情報の収集と伝達は、安全かつ有効な活動に必須
不適切な情報伝達や誤情報の流布は、現場活動を誤った方向へ導き、災害対応
機関を危険に晒す

8

情報伝達の失敗要因

1. 情報の欠如

- 情報そのものの不足 : どこで何が起きているのか把握できていない
- 誤った情報の流出

2. 情報伝達の手段

- 通常手段の使用不能 : 携帯電話輻輳、通常の電話回線途絶
- 代替手段の準備不足 : 衛星携帯電話の使用法不明、バッテリー切れ

3. 情報伝達の方法

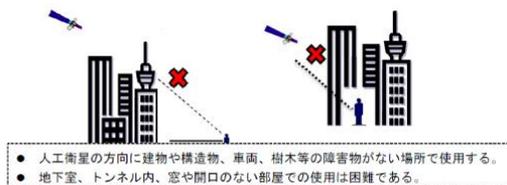
- 復唱確認の不履行 : 誤った情報流出の原因にも
- 統制不足 : 情報をどのように管理するか体制が不十分
- 記録の欠如、不備 : クロノロの記載ができないと致命的
- 情報の錯綜
- 共通の雛形の欠如等 : バラバラの評価基準では統一することができない

9

非常用通信手段に関するガイドライン(平成28年6月・総務省)

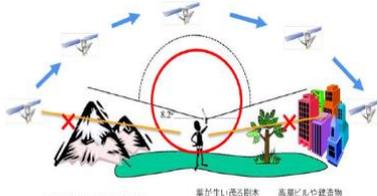
【音声通信について】

災害時の基本的な連絡方法は「音声通話(電話)」であるため、災害医療救護拠点は衛星携帯電話を一台以上確保することが強く推奨される(ガイドラインより抜粋)



- 人工衛星の方向に建物や構造物、車両、樹木等の障害物がない場所で使用する。
- 地下室、トンネル内、窓や開口のない部屋での使用は困難である。

図：衛星携帯電話の使用上の注意点（構造物による電波の遮へい）



衛星の補足できない山脚部 葉が深い活断層 高層ビルや建築物
図：周回衛星による衛星携帯電話のネットワーク（空が開けている場所で使用する）

※電波の遮へいに関する注意点（静止衛星・周回衛星）

衛星携帯電話は、構造物によって人工衛星からの電波が遮られると利用できない。このような現象は通常の携帯電話よりも頻発に起こりえるため、注意が必要である。

ア、「静止衛星」を利用する衛星携帯電話サービス

- 高層ビルにある静止衛星を使用することから、**使用時は高層ビルの空が開いている必要がある**。このため、通信圏外のアンテナから見て人工衛星の方向に建物や構造物、車両、樹木といった電波の障害物がない場所で使用する必要がある。
- 地下室やトンネル内、窓や開口のない部屋での使用は困難である。また、室内に通信圏外を確保して利用する場合は、南方高の窓付近でのみ利用できるが、窓ガラスの素材には電波を透過するタイプもあるため注意が必要である。
- 建物や構造物によって人工衛星への見通しが悪く、電波伝送が悪い場合には、**外部アンテナ**を使用する。(常時初期の災害時に外部アンテナを屋外に設置することができれば、離れた屋内で衛星携帯電話の発着信ができる利点もある)
- 通話中は通信圏外のアンテナを常に人工衛星に向けておく必要があるため、車での移動中や歩行中の電話は、基本的困難である(専用の「遠隔アンテナ」を利用すれば、車の移動中に使用できる場合がある)。また、余震によってアンテナ方向が外れ、またはアンテナの数を複数人や人が通行した場合には通信が途切れるおそれがある。

イ、「周回衛星」を利用する衛星携帯電話サービス

- 通信圏外のアンテナから見て常に移動している周回衛星を利用することから、アンテナを向けるべき空の方向は基本的に自由である。
- しかし、周回衛星が建物や構造物の陰に移動すると通信が途切れるおそれがあるため、**なるべく空が大きく開けている場所(屋外の敷地、駐車場、屋上)で使用する必要がある**。
- 周回衛星の場合は、人工衛星の軌道位置が地球より近いため、静止衛星に比べて通話の遅延(遅延)が小さい(衛星携帯電話同士の通話で約1秒の遅れ)という利点がある。
- 通話を始める際には、アンテナを真上に向けて音もしくはインジケータ(指示音)で周回衛星の電波が確保できたことを確認する必要がある。操作には一定の習熟が必要である。

ガイドラインに準拠すると、**各地点に衛星携帯電話を配備する必要あり。**

しかし、高層ビルが密に隣接している地域では、いずれのタイプの衛星携帯電話も屋外であっても使えない可能性が高い。地上から空にアンテナを向けても、南方の空がビルで遮蔽されている可能性が高いため。
衛星電話を災害時でも確実に使用できる通信手段として整備するのであれば、**衛星電話を使用したい施設の屋上に、外部アンテナを設置する必要あり。**それでも周囲をより高層ビルで囲まれている場合は繋がらない可能性もある。

10

災害対策基本法における責務(内閣府資料より)

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念にのっとり、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することに鑑み、組織及び機能の全てを挙げて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。

2 国は、前項の責務を遂行するため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の基本となるべき計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施の推進とその総合調整を行ない、及び災害に係る経費負担の適正化を図らなければならない。

(都道府県の責務)

第4条 都道府県は、基本理念にのっとり、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。

(市町村の責務)

第5条 市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

(住民等の責務)

第6条

3 前2項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、基本理念にのっとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。

13

災害救助法の位置づけ(内閣府資料より)

<災害対策法制上の位置づけ>

○ 我が国の災害対策法制は、災害の予防、大規模な災害が発生するおそれがある場合又は発災後の応急期の対応及び災害からの復旧・復興の各ステージを網羅的にカバーする「災害対策基本法」を中心に、各ステージにおいて、災害類型に応じて各々の個別法によって対応する仕組みとなっており、「災害救助法」は、**応急期における応急救助に対応する主要な法律**である。

■ 災害が発生した場合の対応



■ 災害が発生するおそれがある場合の対応



<災害救助法が適用になると自治体の業務はどう変わる>

		市町村 (基礎自治体)	都道府県
救助法を適用しない場合		救助の実施主体 (基本法5条)	救助の後方支援、総合調整 (基本法4条)
救助法を適用した場合	救助の実施	都道府県の補助 (法13条2項)	救助の実施主体 (法2条) (救助実施の区域を除く (法2条の2))
	事務委任	事務委任を受けた救助の実施主体 (法13条1項)	救助事務の一部を市町村に委任可 (法13条1項)
	費用負担	費用負担なし (法21条)	掛かった費用の最大100分の50 (残りは国が負担) (法21条)

14

災害救助法の制度概要(内閣府資料より)

<法の目的>

- 災害に対して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、**応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図ること。**

<実施体制>

- 法に基づく救助は、都道府県知事が、**現に救助を必要とする者**に行う。(法定受託事務)
- 必要に応じて、**救助の実施に関する事務の一部を市町村長へ委任できる。**
- 広域的な大規模災害に備えて、あらかじめ他の都道府県と協定を締結したり、発災後に速やかに応援要請できる体制を整えておくことが望ましい。(応援に要した費用については、被災県に全額求償可能)

<救助の種類>

■災害が発生した段階の救助(法第4条第1項)

- | | |
|---------------------------|--|
| ○ 避難所及び応急仮設住宅の供与 | ○ 被災した住宅の応急修理 |
| ○ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 | ○ 学用品の給与 |
| ○ 被服、寝具その他生活必需品の給与及び貸与 | ○ 埋葬、死体の捜索及び処理 |
| ○ 医療及び助産 | ○ 障害物の除去(災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去) |
| ○ 被災者の救出 | |

■災害が発生するおそれ段階の救助(法第4条第2項)

- 避難所の供与 ※要配慮者等の避難のための輸送・資金職員等雇上げを含む

<適用要件・基準>

■災害が発生した段階の適用(法第2条第1項)

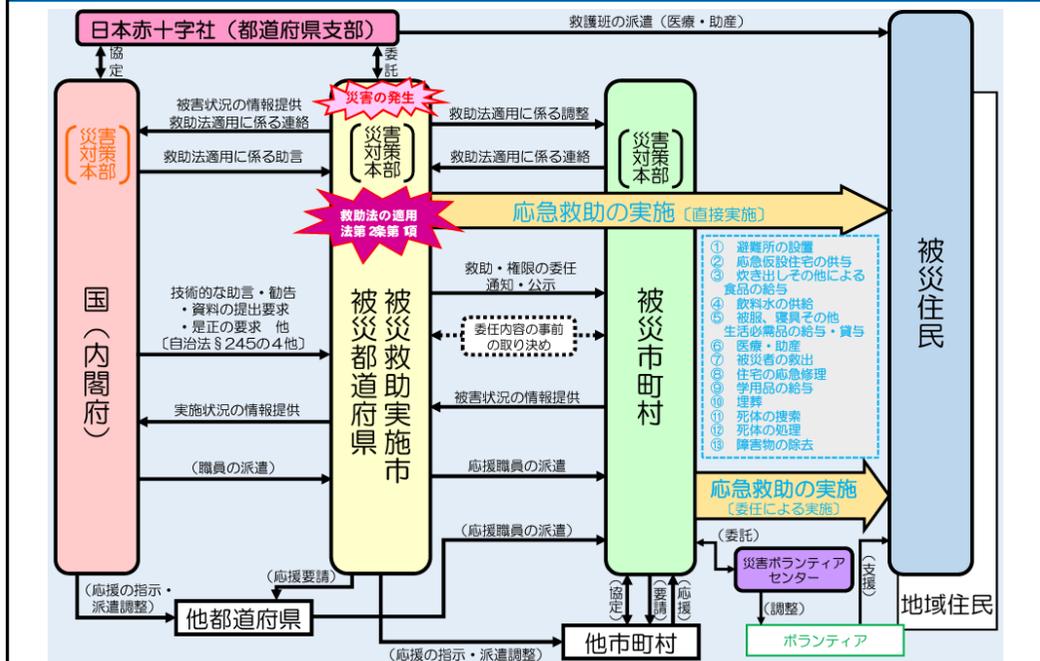
- 災害により市町村等の人口に応じた一定数以上の住家の滅失(全壊)がある場合(令第1条第1項第1号~第3号)
- 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、避難して継続的に救助を必要とする場合等(令第1条第1項第4号)

■災害が発生するおそれ段階の適用(法第2条第2項)

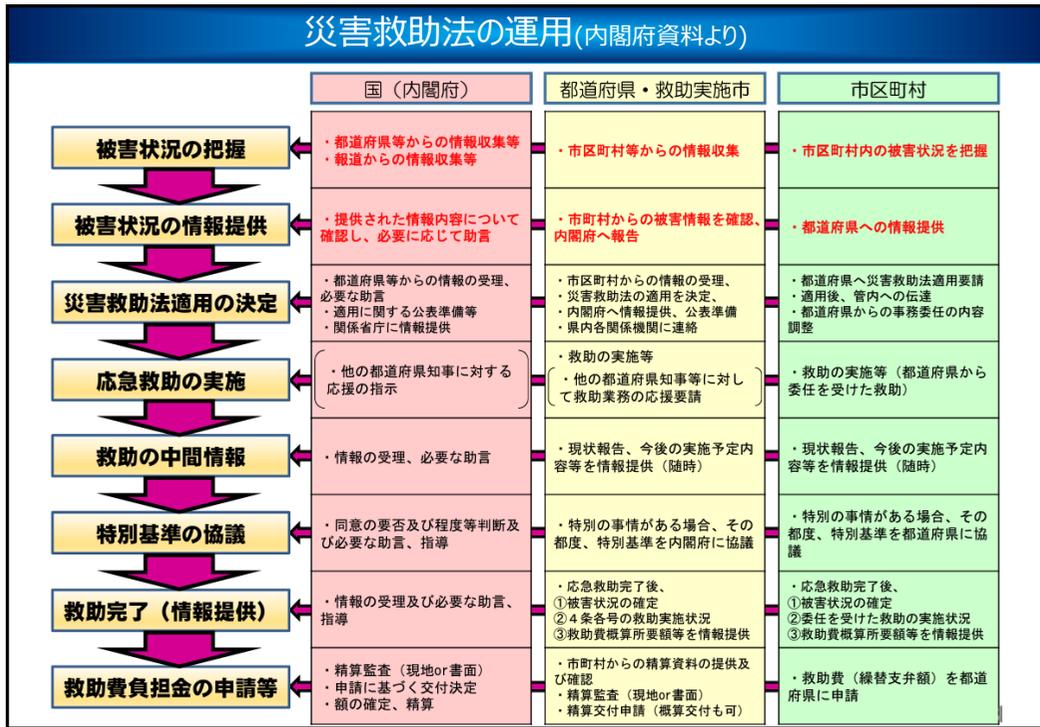
- 災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部を設置し、その所管区域となり、当該区域内で被害を受けるおそれがある場合

15

災害救助法における救助実施概念図(内閣府資料より)



16



17

災害救助法の対象となる事例(内閣府資料より)

避難所の運営等について、災害救助法に基づく国庫負担の対象となる一例を以下に紹介する。
なお、各市町村において、判断に困った時は、災害救助法に基づく救助の実施主体である都道府県または救助実施市に相談願いたい。

<p>主に生活環境の整備に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 緩衝材としての畳、カーペットのレンタル※、プライバシー保護のため等の間仕切り設備、環境整備のための段ボールマット等の購入 ○ 避難所環境整備のための冷蔵庫、洗濯機、乾燥機、掃除機等のレンタル※ ○ 被災者のためのタオル、下着類、歯ブラシ、消毒液、石鹸、生理用品、市販薬等の購入、携帯電話の充電器等のレンタル※ 	<p>主に衛生及び暑さ対策に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災者用の仮設風呂、簡易シャワー室、仮設ランドリー (洗濯機、乾燥機)、仮設トイレ、授乳室の設置 ○ 仮設風呂等ができるまでの間、入浴施設への送迎と入浴料の支払い ○ 暑さ対策として、エアコン、扇風機等のレンタル※
<p>主に食事に関すること (温かく栄養バランスのとれた食事のために)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保健師、栄養士、調理師等の炊き出しスタッフの雇い上げ ○ 炊き出しのための食材、調味料、調理器具の購入、炊事場の確保や簡易調理室の設置 (一つの調理先に頼って食材が偏ることがないように注意) ○ 被災者用の弁当等の購入 	<p>主に避難所の設置に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者、高齢者等のためのスロープ仮設置 ○ 情報収集等のためのテレビ等のレンタル※
<p>主に要配慮者に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者用おむつの購入、ストーマ用器具等の器材、補聴器、車いす、酸素ボンベ等の補装具のレンタル※ ○ 粉ミルク・液体ミルク、離乳食、乳幼児用おむつの購入 ○ 翻訳機器のレンタル※、通訳スタッフの雇い上げ 	

※ レンタルが困難な場合は購入しても差し支えない。
 なお、購入した器材 (物) は、原則として残存資材等として換価処分すること。当該収入金額は避難所設置費用から控除すること。

18

被災市区町村応援職員確保システム -概要等-

【目的】

大規模災害発生直後における、被災市区町村での避難所の運営や罹災証明書等の災害対応業務の増加及び災害マネジメント機能の低下に対応する

【発災後の流れ】

被災都道府県が被災市区町村における応援職員派遣の必要性有無を把握
↓
総務省及び被災地域ブロック幹事都道府県に情報提供
↓
全国知事会、全国市長会、全国町村会及び指定都市市長会、総務省で構成する「**被災市区町村応援職員確保調整本部**」設置
↓
被災地域ブロック内を中心とした地方公共団体による応援職員派遣
↓
全国の地方公共団体による応援職員の派遣

19

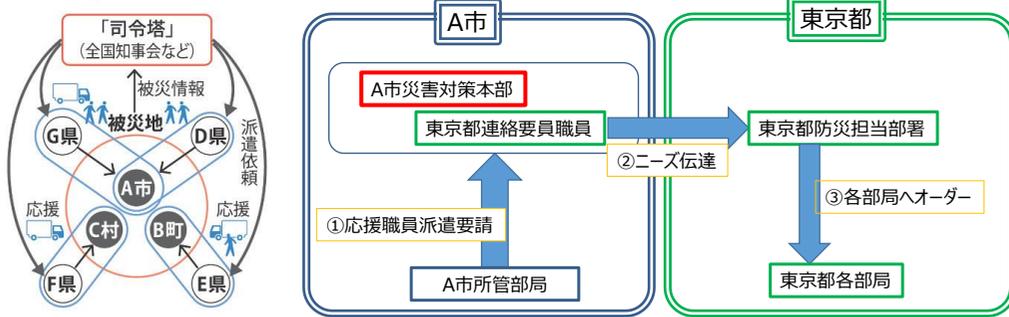
被災市区町村応援職員確保システム -対口支援方式-

【支援方式】

対口(たいこう)支援方式を採用

都道府県または指定都市をカウンターパートとして、原則1対1で被災市区町村に割り当て、割り当てられた都道府県または指定都市(対口支援団体)が被災市区町村に応援職員を派遣する。対口支援団体は、担当する被災市区町村に連絡要員を常駐させ、連絡要員が直接ニーズを把握する。従前の全国レベルでの調整と異なり調整手続きが簡略化され、迅速な派遣につながる。とされる。

「対口支援」のイメージ図



20

DHEATについて(厚生労働省資料より)

<災害時健康危機管理支援チーム>

Disaster **H**ealth **E**mergency **A**ssistance **T**eam

- 重大な健康危機が発生した際に、
- 健康危機管理に必要な情報収集・分析や全体調整などの専門的研修・訓練を受けた都道府県及び指定都市の職員によって組織された災害時健康危機管理支援チームであり、
- 被災都道府県等に派遣され、
- 被災都道府県等の本庁及び保健所に設置される健康危機管理組織の長による指揮調整機能等を補佐するものである。

↑

被災自治体による災害時の指揮調整機能を補佐する

21

DHEATの任務(厚生労働省資料より)

DHEATの任務は、

- 被災都道府県等が担う
- 急性期から慢性期までの
- 「医療提供体制の再構築 及び
避難所等における保健予防活動と生活環境衛生の確保」に係る
- 情報収集、分析評価、連絡調整等のマネジメント業務を支援することにより、
- 「防ぎえた死と二次的な健康被害」を最小化することである。

主体

期間

対策
3本柱

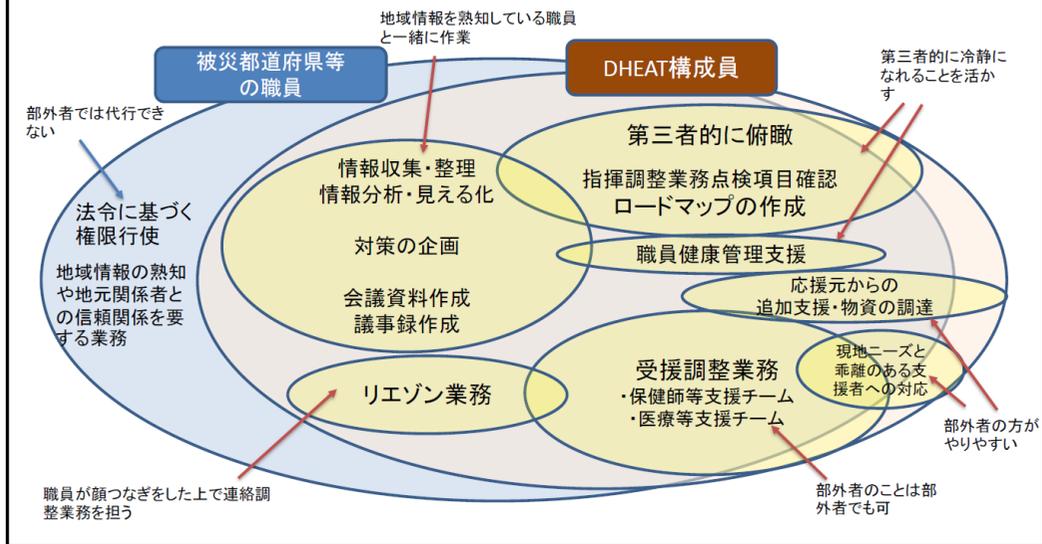
役割・機能

目的

22

DHEATの活動内容(厚生労働省資料より)

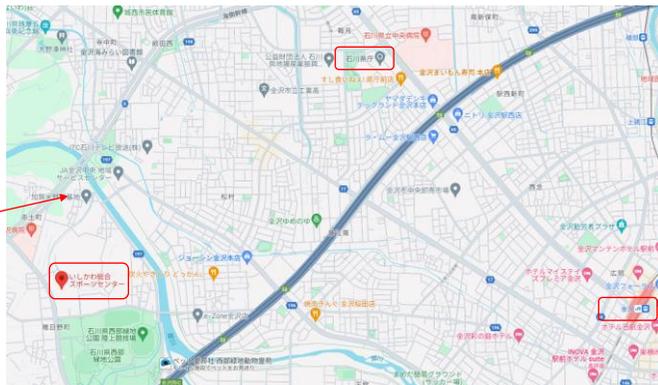
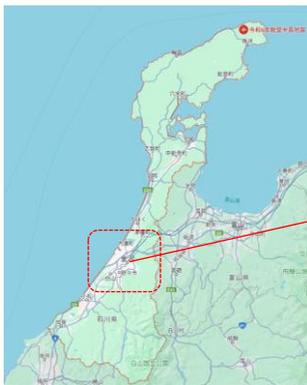
被災地方公共団体の保健医療調整本部及び保健所の職員は、法令に基づく権限の行使のほか、地域情報の熟知や地元関係者との信頼関係を要する業務を担い、DHEATの構成員はそれ以外の業務及び第三者性を活かした業務を担うなど、それぞれの特性を活かした業務を担う。



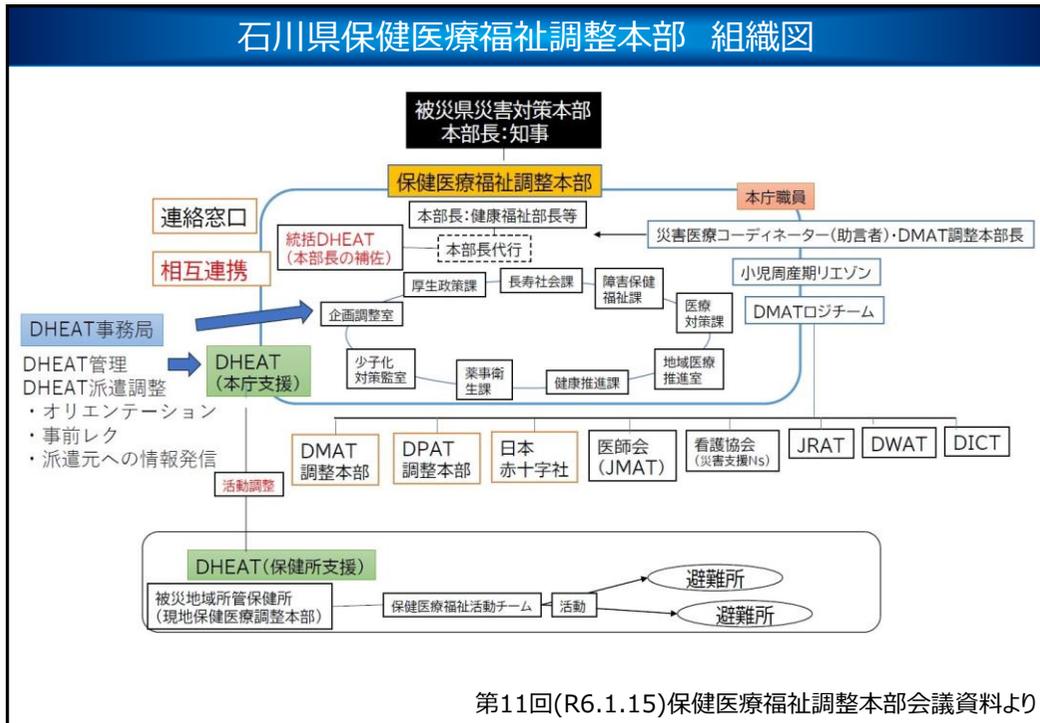
23

派遣概要

- 【期間】 令和6年1月9日（火）～1月14日（日） 5泊6日
- 【派遣先】 石川県金沢市
いしかわ総合スポーツセンター【1.5次避難所】
- 【班構成】 保健師3名、事務調整員1名
*ただし、事務調整員は初日より暫定DHEATに合流
- 【業務】 避難所における住民の健康管理・衛生管理業務等



24



25

1.5次避難所について

被災地外への避難（2次避難）について

＜被災地外の一時的な避難施設（1.5次避難所）について＞

- 本日（1/8）、いしかわ総合スポーツセンター メインアリーナに開設。
 - ・避難所用テントを設置。
 - ・トイレ、暖房、シャワー、電気、水などの設備あり。
 - ・避難生活に必要な物資を配備。お食事も提供。
 - ・看護師が常駐。（必要に応じて医師が対応。）
- 明日（1/9）13時、2次避難施設へ移動するための受付窓口を開設。
 - ・2次避難施設（ホテル・旅館）とのマッチングができ次第、移動。
 - ・併せて、公営住宅等への入居に関する情報提供を行う窓口も開設。



メインアリーナ



避難所用テント



シャワー

令和6年1月8日 第15回災害対策本部会議資料

26

1.5次避難所設置時の避難所開設状況

令和6年能登半島地震による被害等の状況について（危機管理監室）



5 避難所の開設状況

連絡先：危機対策課
(076-225-1482)

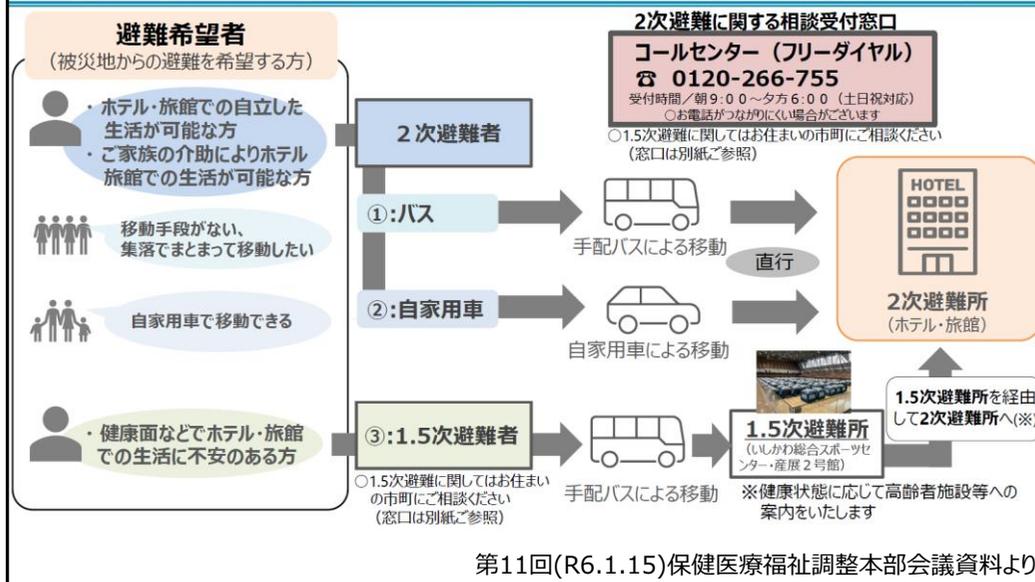
市町名	開設数(箇所)	避難者数(人)	備考
金沢市	2	30	
七尾市	35	2,078	
小松市	1	1	
輪島市	160	11,932	
珠洲市	62	6,869	
加賀市	1	4	
羽咋市	1	106	
かほく市	2	55	
白山市	0	0	1月2日 14時00分閉鎖
能美市	0	0	1月3日 12時00分閉鎖
野々市市	0	0	1月2日 11時00分閉鎖
川北町	0	0	1日1日 21時10分閉鎖
津幡町	2	28	
内灘町	4	120	
志賀町	14	853	
宝達志水町	2	59	
中能登町	4	184	
穴水町	45	2,669	
能登町	69	3,833	
計	404	28,821	

第14回(R6.1.7)災害対策本部会議資料

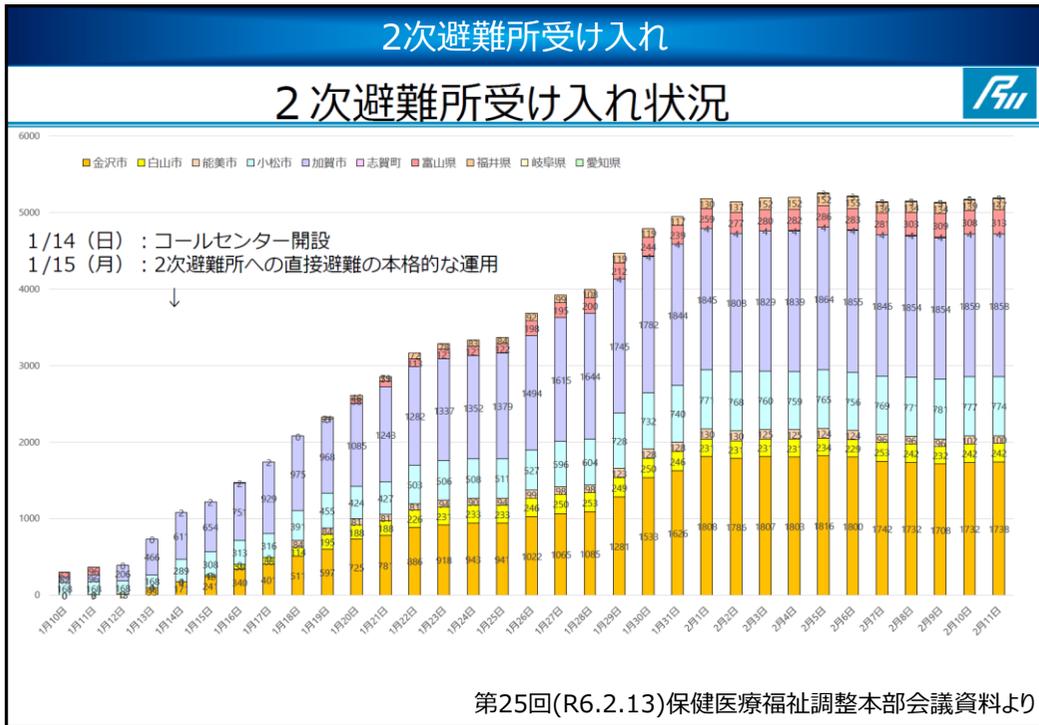
27

避難所への避難スキーム

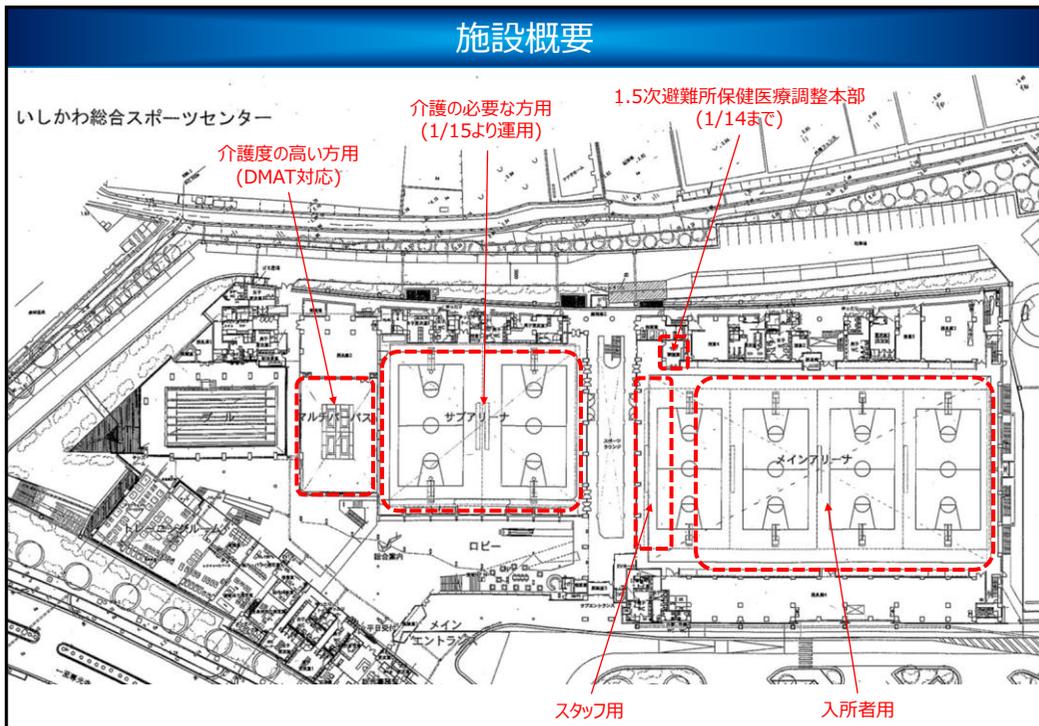
被災地からの避難（2次避難・1.5次避難）について



28



29



30

いしかわ総合スポーツセンター入り口

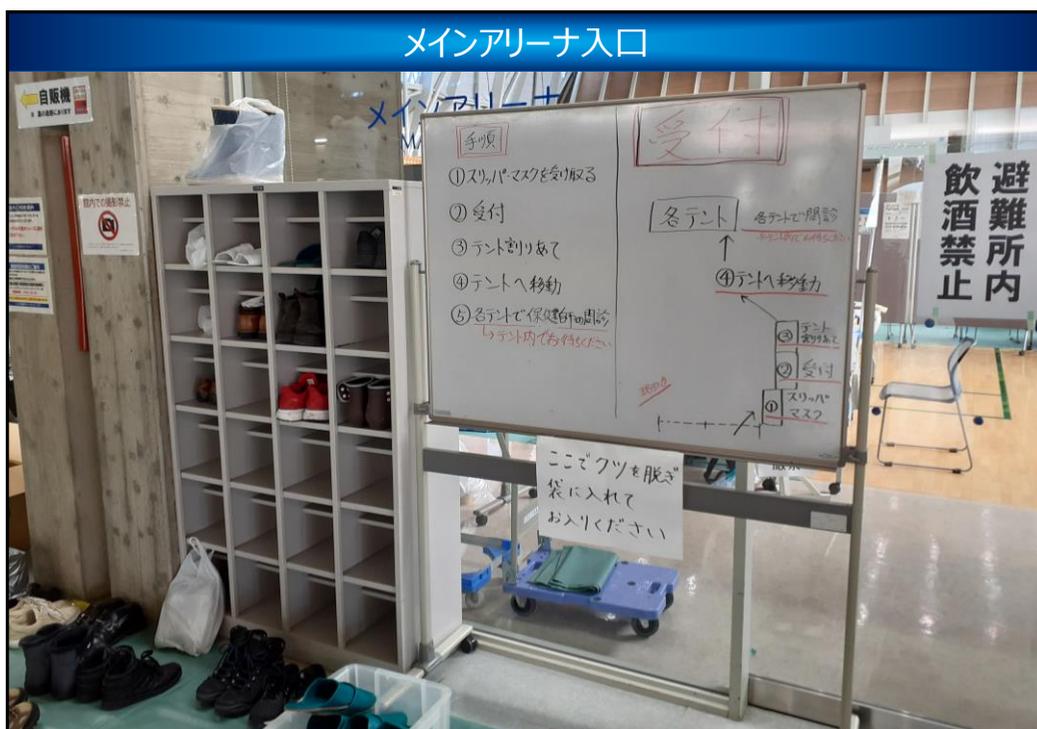


31

1.5次避難所本部(館内2階)



32



33



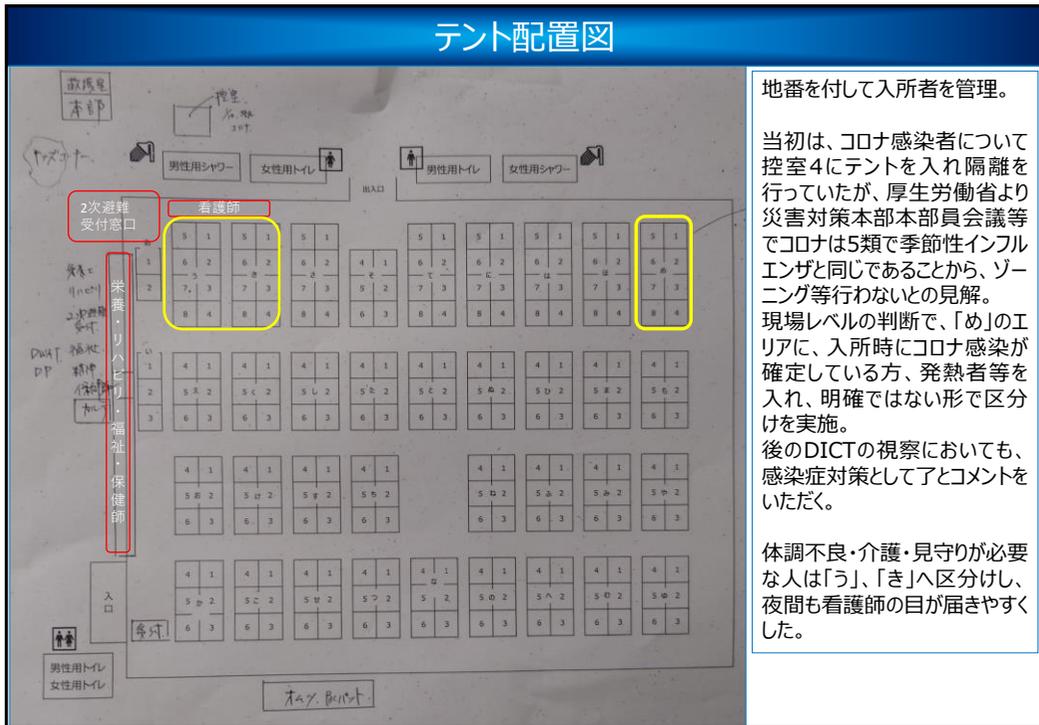
34



35



36



37



38

食事提供場所



39

食事提供場所



40

メインアリーナ内設備等 キッズスペース



41

メインアリーナ内設備等 授乳スペース等



42



43



44



45



46



47

1.5次避難所保健医療調整本部の1/15以降の体制

組織図 (案)

- リーダー: 村角 (関社) 山田 さん
- サブリーダー: 清水 Dr(勤務) JVOAD DHEAT
- クロノ: 百石 野見集約
- 調整: 内藤 今朝 (清水)
- 調達: 野見集約
- 入所調整
- 受付係: 野見集約

12:00~12:00 保健医療 福祉関係 本部会議 (PM4-6) 11-5-7 等

控室6? wifi

保健医療 野見集約

クロノ・1.5次避難所運営にかかる出来事をライティングシートに記載
 ・グループダイナミクス内にエクセルに入力したものを入れる。

調整・受付係から上がってきたものを整理し 県庁 上部組織に送る。

調達・ 〃 物品を

受付係・あらゆる意見集約の窓口。
 ・フンストップである必要がある。

1/14までは、栃木県庁・早川Dr、東京都・柳澤、石川県庁・清水Dr、石川県庁・内藤リエゾンの4名で便宜的にDHEAT的な役割で稼働し、課題抽出、整理、対応を図る。

↓

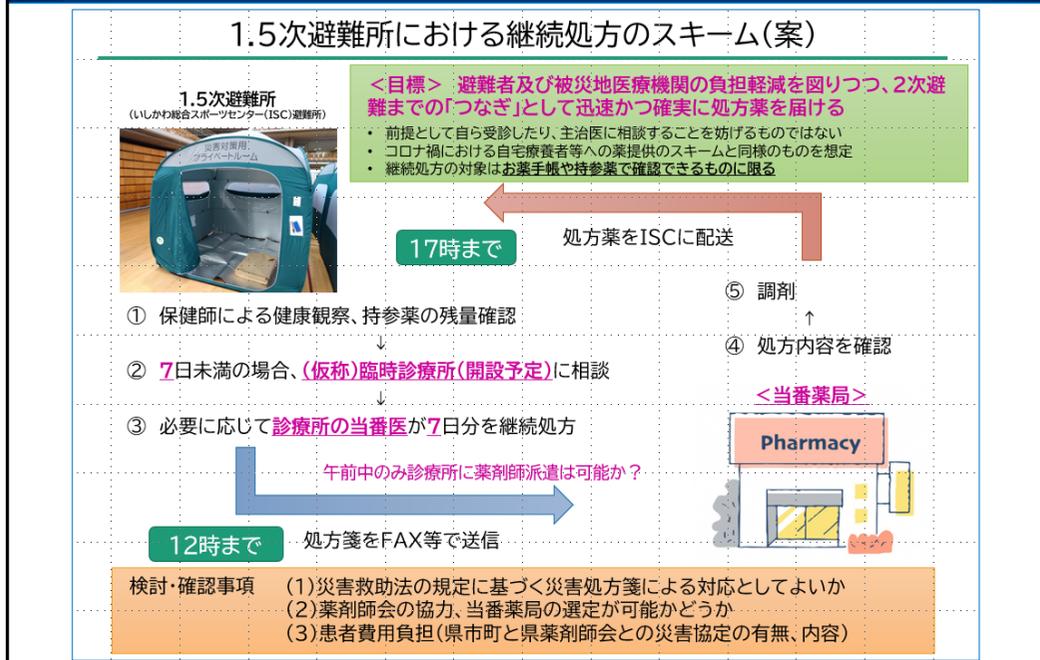
1/15以降については、栃木県から正式にDHEATが派遣され、左図のような体制で運用する。

↓

情報集約、意思決定等のルートを整理し、役割・責任の所在を明確化する。

48

1.5次避難所保健医療調整本部にて調整した一例



49

まとめ(のようなもの)

情報を制する者が災害を制す

- 正確な情報を受け取る・伝える ⇒ いかにか早く整理できるか。自身の安全も考える
- 常に文字・写真で残す ⇒ 被災地支援は長期戦。後に続く者への伝承
- 通常のツール以外をつかひこなす ⇒ 被災地はイレギュラーの連続。通常は通用しない
- 正しい情報を基に正しく恐れる ⇒ 無茶・無謀は望ましくない。御安全に!!が合言葉

**集まった情報から予見をする**

- 今後起こりうる問題は何かを考える ⇒ 避難所における要配慮者への対応は必須
- 体制をいつまで維持するかを考える ⇒ 通常活動へ戻ることを念頭に

50